

資 料

ウズベキスタン共和国の新倒産法と企業売却

遠 藤 賢 治

- 1 はじめに
- 2 ウズベキスタン共和国倒産法制
- 3 共和国倒産法における企業売却
- 4 おわりに

1 はじめに

バブル経済崩壊後のわが国の社会経済の状況は倒産法制に大きな影響を及ぼした。企業倒産が巨大な債務の処理を伴う場合が多くなったことから、その処理の行方が重大な社会的関心の対象となり、ここ数年にわたる企業倒産にかかる法制度の改革につながっている。

このような状況において、実務上の必要性及び重要性という観点から倒産処理手続としての企業売却（営業譲渡）が注目され続けている。企業売却（営業譲渡）は、事業の消長を結論づけるし、債権者に重大な利害を及ぼすものであるから、慎重な手続保障の中で進められるべきであるということが出来る。しかしまた、迅速に進めなければ売却価値は自然消滅するから、遅すぎる手続はないに等しいことになる。適法性と経済性との調整の視座をどこに置くかが課題である。これには、単に倒産法における多数債権者と債務者間の公正な権利調整を図ることにとどまらず、企業の維持再生を視点として雇用確保、産業政策など多角的な検討を加えなければならない。そこには、倒産の事前予防の措置として、また、倒産の事後処理の手法としての有用性がある。資産劣化が極めて高速の金融サービス業や商社の倒産においては、企業売却（営業譲渡）による破綻処理、企業再生の統一的展望が喫緊の課題となっているといえよう。

2004年2月、独立行政法人国際協力機構（JICA）の短期専門家・司法改革アドバイザーとしてウズベキスタン共和国に派遣され、同国の倒産法制の調査等をする機会を得た。ウズベキスタン共和国は、1991年に旧ソ連邦の崩壊に伴って中央アジアの中心部に独立した内陸国であり、漸進的な市場経済化が図られている。わが国と比べて、人口は5分の1、国土は1.2倍であり、綿花農業と鉱業を主要産業としている⁽¹⁾。

この調査等において、ウズベキスタン共和国の新倒産法が企業売却（営業譲渡）について興味深い手続規定を設けていることを知ることができた。本稿は、同法の内容を概括的に紹介し、また、中部倒産実務研究会⁽²⁾でのわが国の倒産事件における営業譲渡についての発表内容の一部を補充しつつ、企業売却（営業譲渡）に関する法制を比較検討することを目的とするものである。ウズベキスタン共和国倒産法の資料は、露語原文の英語版訳文⁽³⁾を主としたものである。

2 ウズベキスタン共和国倒産法制

(1) 概 観

現行のウズベキスタン共和国倒産法（以下、「共和国倒産法」又は「新法」という）は、2003年4月24日に改正され、一部を除いて2003年6月10日に施行

-
- (1) ウズベキスタン共和国の司法制度等については、名古屋大学大学院法学研究科『中央アジア諸国の裁判制度 報告書』（2001年）、丸山毅「ウズベキスタン共和国の司法制度について」ICD NEWS—LAW FOR DEVELOPMENT 法務省法務総合研究所国際協力部報4号62頁（2002年）、名古屋大学大学院法学研究科『中央アジア諸国における紛争解決過程—ウズベキスタン共和国に関する報告書—』（2002年）、日本弁護士連合会国際交流委員会『ウズベキスタン司法調査報告書』（2003年）等を参照。なお、ウズベキスタン共和国への法整備支援の最近の状況については、工藤恭裕・前掲ICD NEWS16号20頁（2004年）参照。
 - (2) 平成16年1月30日開催の第1回中部倒産実務研究会の講演テーマ「倒産事件における営業譲渡」。
 - (3) lexinfosys-gtz project（GTZ（ドイツ技術協力事業団）の体制移行国に対する法整備支援プロジェクトにかかわるプレーメン大学作成法令データ・ベースCD-ROM）によるものである（<http://www.cis-legal-reform.org/index-db.asp?sNr=2&langl=eng&jahr=&typ=&c=Uzbekistan&r=>）。

された。1994年5月に倒産法が制定されて以来、法の解釈運用について大統領令がしばしば公布されてきたが、1998年8月28日改正（同年11月1日施行。以下、「旧法」という。ただし、その後にも数回の重要な改正があった。）⁽⁴⁾に次ぐ大改正であり、旧法の条項数に比較して2倍の分量を有する。いずれもロシア倒産法の制定及び改正⁽⁵⁾に倣って編纂されている。

共和国倒産法の手続の流れは、後掲の「ウズベキスタン共和国倒産法のフローチャート」のとおりである。倒産の申立てに基づく審理において、裁判所が債権者集会の意見を聴取したうえで再建又は清算の可否を決定するシステムであり、ヨーロッパ諸国及び米国等の先進国と共通する一本化された倒産手続である。ウズベキスタン共和国倒産法は、清算手続及び再建手続を内容とし、破産予防を目的とする裁判前及び裁判上の再生支援手続があり、また、手続を管理する裁判所管財人制度があり、商人破産主義のもとで自然人企業と法人企業の倒産手続を分けて定めている。この多様化した選択肢相互にいかなる優劣関係があり、また、いかなる観点から選択肢を確定するかの指針が法文上は必ずしも明確ではない。最高経済裁判所における調査によれば、共和国倒産法は、債権者の意思を優先する考え方と債務者の残余財産の拡大を図る考え方との中間のコンセプトで設計されており、債務者における可能な限りの再建の努力を求め、それができなかった企業を清算するという方向で実施されるものと理解されているようである。

(2) 共和国倒産法

(a) 構造

共和国倒産法は、破産（банкротстве, Bankruptcy）という名称が冠されているが、その内容は、再建手続及び破産・清算手続を包含したもので、第1章総則、第2章裁判前の再生支援（судебная санация, pre-judicial sanation）、

(4) 旧法の一部（前半74条まで）については、前掲注1）名古屋大学大学院法学研究科『中央アジア諸国における紛争解決過程—ウズベキスタン共和国に関する報告書—』110頁以下に英語版からの邦訳がある。

(5) ロシアでは、1998年1月8日に倒産法が大きく改正され、その簡潔な紹介として、岩城成幸「海外法律事情・ロシア『新破産法』施行」ジュリスト1132号100頁（1998年）がある。新倒産法の成立の経緯・内容・問題点については、Willam P. Kratzke, *Russia's Intractable Economic Problem and the Next Step in Legal Reform: Bankruptcy and the De-politicization of Business*, 21 NW. J. INT'L L. & BUS. 1, 30-50 (2000)。

第 3 章経済裁判所における倒産事件の審理, 第 4 章監視 (仮訳. наблюдение, monitoring; oversight), 第 5 章裁判上の再生支援 (досудебнаяанацияс, judicial sanation), 第 6 章外部管理 (внешнееуправление, external management), 第 7 章清算手続, 第 8 章和議, 第 9 章特別の企業債務者の破産に関する特則, 第10章自然人企業家の倒産, 第11章簡易倒産手続, 第12章終則の構成で, 全 192 条から成っており, 倒産法と呼称するのに相応しい。以下は, 手続の流れに沿った条文内容の概要である。

(b) 裁判前の再生支援

裁判前の再生支援は, 共和国倒産法における独特の破産予防制度であり, 30 条ないし 34 条に規定されている。倒産申立てと法律上の前置関係にあるものではない。裁判前の再生支援は, 債務者の同意のもとに開始される手続であり, 内閣が権限を与えた特別機関 (再生・破産問題政府委員会) が所管し, 債務者の財政的再建を図るために債務者企業の創立者, 債務者の資産の所有者及び公的機関が主体になって進められる。その方法は, 債務の弁済ないし猶予の合意, 競争力ある製品の生産のための教育, 専門技術家の勧誘, 利害関係人からの財政援助, 国家による支援等である (32 条)。裁判前の再生支援の期間は, 12 か月ないし 24 か月である (33 条)。その運用の実態は明らかではないが, 国の利害に関係のある免許企業が効率的経済活動の再生を図るために, 国が公的基金を集めて財政支援をする場合に発動されるものと推測される。所管行政庁が月 1 回位の割合で審査委員会を開き, 毎回 10 ないし 20 の案件が審査されているようである。

(c) 管 轄

ウズベキスタン共和国においては, 倒産事件を含む経済分野の紛争事件は, 最高経済裁判所を頂点とする経済裁判所が裁判権を専有し (共和国憲法 111 条, 経済訴訟法 23 条 1 項), 倒産事件は経済裁判所によって審理される (共和国倒産法 5 条)。経済裁判所は, 州レベルの経済裁判所が第 1 審であり, 全国 12 州に各 1 庁が所在する。ちなみに, 民事事件及び行政事件は, 最高裁判所を終審とする通常裁判所が裁判権を有し, 州の下位にある地区レベルの通常裁判所たる民事裁判所 (全国で 62 庁) が原則的な第 1 審とされている (共和国憲法 110 条, 民事訴訟法 141 条)。将来, 企業倒産事件が全国規模で増加するようになると, 事件をより適正迅速に処理するため, この裁判系統, 裁判組織及び管轄体系の整備が課題となることが予測される。

(d) 倒産主体

共和国倒産法は、法人及び自然人企業家を対象とし、企業を営まない個人を本法の適用外にしている（1条）。共和国においては、市場経済の移行に伴って発生する企業活動の破綻を規律することを倒産法の目的としており、消費者の破産ないし再生は予定されていない。企業を対象とする以上は当然のことであるが、倒産法の適用範囲の拡大はやがて検討事項となろう。

(e) 申立権者

金銭債務については債務者、債権者及び検察官が、強制的支払義務については、そのほかに課税権者その他の行政機関も倒産の申立てをすることができる（総則として5条、6条。倒産事件の各則として37条ないし44条）。検察官が申立権者とされているのは、債務者が財産を隠匿していたり、また、債務者の資産の中に国有財産である土地が含まれていたり、国に対して債務を負っていたりする場合、国がこの手続を利用するかどうかに重大な関心を有することによるもので、実際にも検察官申立ての事件が少なくないようである。

(f) 倒産原因

倒産手続開始要件として、法人及び自然人企業家に共通して、支払不能及び支払不能のおそれ（3か月以内に義務の履行ができない状態）が倒産の兆候とされている（4条）。なお、負債総額についての開始要件がある（5条）。旧法では、支払不能のおそれは、法人の場合は6か月以内に義務の履行ができない状態を要件としていたから、手続開始要件を緩和したものといえる。1994年の共和国倒産法では、債務超過のみを手続開始要件としていたようであるが、これが漸次緩和され、倒産手続を利用しやすくされてきており、倒産事件数もそれに伴って、旧法施行前は年間100件余りにすぎなかったものが、旧法施行後は年間1000件を超え、2000年以降は約1500件となっているとのことである。

(g) 監視

共和国倒産法は、倒産の申立てを受理した日から倒産事件の審理が終わるまでの間、経済裁判所が監視命令を発して監視すべきことを定めている（48条、62条、75条）。監視制度は、旧法にはない手続であり、その内容は、経済裁判所が外部管理、破産等の決定をするまでの間、一定の債権（身体損害の賠償請求権、給与債権、扶養請求権等）を除き、執行手続が停止され、債権者に対し、債務の取立てを禁止し、債権届出手続の履行を求めるものである（63条）。担保権を実行することはできない。そこで、経済裁判所は、監視の実行を管理するための裁判所管財人として一時管財人を選任し、監視期間中、債務者の財産管理、裁判外の請求・弁済、債権額の整理・異議などの監視に関する任務を

遂行する権限を一時管財人に与えている（66条，67条）。監視手続は，経済裁判所が破産，外部管理等の決定をするまでの短期間（49条），継続される。なお，裁判所管財人とは，共和国倒産法において倒産手続を実施する者をいい，一時管財人のほか後述の外部管財人，清算管財人等の総称である（3条9号）。共和国倒産法は，手続の管理者として，経済裁判所が指名する裁判所管財人を広範に活用するシステムを採用している。その職務内容は各手続によって異なるが，裁判所管財人の権限義務が的確に実行されることが期待されており，これが倒産手続の適正迅速な運用を左右するキーマンの立場にある。裁判所管財人の給源については，高等教育を受け，倒産事件手続を担当する職種の経歴を2年間有し，かつ，企業倒産委員会によって承認された者のうちから債権者等によって推薦され，指名を受けるという選任手続が用意されている。後述の外部管財人，裁判上の再生支援管財人は，比較的困難な職務に従事することになり，第一種管財人と呼称され，また，争いがなく簡易な清算をするにすぎない清算管財人は第三種管財人と呼称され，中間の第二種管財人を含めてそれぞれの任務に応じた能力を有する裁判所管財人が選別されている。しかし，実際には，候補者が少なく，事実によっては債権者等から推薦ができず，債権者集会において承認を得るべき候補者を立てることができない場合が少なくないという現実があるようである。このような場合，経済裁判所は，職権で，企業倒産委員会から推薦を受けた者を指名しているとのことである。裁判所管財人の報酬は，期間中，一般の平均月収を勘案した額の定期給付を受けることになるが，高額が支給されるわけではない。裁判所管財人に必要な人材を活用することは難しい状況にあるといえる。監視期間中の債務者財産の保全，債権の確定が適正迅速に行われるかどうかは，倒産手続を実行する上において重要であり，かつ，困難な業務であり，その手続を担う一時管財人に適格者を確保することが実務的に大きな課題である。被選任母体は，債権者又は倒産関係政府機関からの推薦候補者である（65条）が，そこに適任者が推薦され，適任者が選別されるシステムが期待されよう。

（h） 債権確定手続

債権確定手続は，監視期間中に行われるものであり，債権者は，監視命令が公告されてから30日以内に，経済裁判所，一時管財人及び債務者に対して債権届出書を提出しなければならない（70条1項）。一時管財人及び債務者から異議が述べられなかった債権は債権表に掲げられ，異議が述べられた債権については，経済裁判所がその当否について判断し，異議の認められた債権は債権表

から除外される（同条2ないし4項）。債権者の異議権は旧法で認められるに至ったものである（旧法133条）。債権確定手続は、旧法にはなく、新設されたものであるが、一時管財人又は債務者から異議が述べられた場合の手続は明らかではない。このような場合、債権の確定は査定及び異議手続ないし債権確定訴訟で行われることが考えられるが（わが国の新破産法126条の査定手続、旧破産法244条1項所定の債権確定の訴え）、共和国倒産法では経済裁判所が倒産手続において決定手続として審理する構造になっている。経済裁判所の実務では、債権確定手続の必要性が事実上認められないという認識のようであるが、その消息は不明である。しかし、債権債務の存否・額の争いは、今後とも不可避のものであるから、簡易迅速な手続を整備する必要があると思われる。

（i）債権者集会

共和国倒産法における債権者集会の招集手続、権限に関しては、第1章総則10条ないし16条及び第4章監視71条ないし74条において規定されている。債権者集会は、債務者に関する行為を決定する権限を有する必須の機関である（10条1、2項）。第1回債権者集会は、旧法では経済裁判所が日時場所を決定した上で招集するものとされていたが（8条1項）、新法はこれらを一時管財人の職務としている（12条1項、71条1項）。監視及び一時管財人制度の導入に伴って、手続の効率的運営を図る趣旨に基づくものであると考えられる。一時管財人は、第1回債権者集会の通知を集会日の遅くとも2週間前までに各債権者に郵便で発送し、又は、集会日の遅くとも5日前までに到達の通知をもって告知しなければならない（11条1項）。この招集通知は、実務的には煩雑な事務であり、手続の渋滞を招きかねないと指摘されていたが、一時管財人の職務とされることによって効率的な運用が可能となるのかどうか注目されよう。

債権者集会の権限は、和議の締結、外部管理の導入、裁判上の再生支援の請求、破産宣告・清算手続の請求、裁判所管財人の候補者の承認、債権者委員会の委員の選任を議決することなどである（10条、13条、72条）。裁判上の再生支援は、旧法にはない制度であるが、この点は後述する。債権者集会への債権者の出席率は高く、タシケント市経済裁判所における調査の結果によると、おおむね80%の債権者が出席している模様である。この高出席率は、共和国倒産法の債権者集会が債務者の破産または再建の選択に関する議決をする重要機関であることによるものと考えられる。議決は、債権者の債権額の過半数の賛成による（13条1、2項）。ちなみに、債権者委員会は、債権者の利益を代表し、裁判所管財人の行為を監督する機関である（15条）。

(j) 倒産申立てに対する裁判

経済裁判所は、倒産申立てから3か月以内に(49条)、申立てに対し、破産宣告及び清算手続開始決定、倒産申立棄却決定、裁判上の再生支援の導入及び期間伸長の決定、外部管理の導入及び期間伸長の決定、破産手続の終結決定、和議の認可等のいずれかを裁決する(50条)。債権者集会の議決との関係は、法文上は明らかではないが、経済裁判所は債権者集会の議決の結果に拘束されるものではなく、これを参酌して決定する構造である。実務では、拘束性はないが十分に斟酌して決定する関係にある、と認識されているようである。

(k) 倒産申立棄却決定

経済裁判所は、倒産申立てについて倒産原因を欠くことが認められた場合、倒産申立てを棄却する旨を決定する(54条)。債権者集会の議決の前後を問わないが、債権が全部満足されたことが証明された場合、その時点で決定されることになる。

(l) 裁判上の再生支援

裁判上の再生支援は、旧法にはない制度であるが、当初の1994年制定法に定められていたものである。旧法において削除され、新法において復活した詳しい経緯は調査できなかったが、裁判上の再生支援が国の倒産手続への関与の在り方という観点から議論されてきたようである。債務者等は、監査の過程で債権者集会又は経済裁判所に対して裁判上の再生支援の発動を要請することができる(76条1項)。裁判上の再生支援の開始は、債務額の少なくとも20%の弁済が担保される内容をもって経済裁判所に承認された債務弁済計画について(77条4項, 83条3項)、債権者集会の議決に基づき、経済裁判所によって決定される(78条1項)。その際、経済裁判所は、債権者集会で推薦された候補者の中から再生支援管財人を選任し、その報酬額等を決定する(同条2項, 80条1項)。裁判上の再生支援においては、債務者等は債権者集会の承諾を得て再生支援計画を提供しなければならない(83条1項)。その計画には、企業(営業)又は財産の一部の売却が含まれる(同条2項)。裁判上の再生支援の開始により、債務弁済計画に反する弁済等は無効となり(79条2項)、また、債務者は、債権者委員会の同意なしに不動産の賃貸借、担保提供等の取引ができない(同条6項)。再生支援管財人は、再生支援手続に関する行動を管理する権利義務を有し(81条, 82条)、この期間は、24か月間を原則とする(延長は6か月を限度)(78条4項)。裁判上の再生支援は、債務者の提供した再生支援計画、債務弁済計画について経済裁判所及び債権者委員会の承認を必要とするこ

とによって計画内容の実効性、適法性を確保するものとなっているが、債務者の財産管理処分権が剥奪されることなく自主的な企業再建を図ることを目的としており、再生支援管理人はこれを側面から輔佐する仕組みである。債務弁済計画も債務の免除等が伴わない点で一定期間の支払延期計画であるということができ、その間、裁判前の再生支援と同様に国の支援も検討の対象になる。この制度が外部管理や和議と異なる所以である。新法が施行されて間がないが、タシケント市経済裁判所で鉱山会社の倒産事件においてこの手続が導入されて進行中であるとのことである。

(iii) 外部管理

債権者集会は、過半数の賛成によって外部管理の導入を議決し、外部管財人候補者を承認することができる（10条、13条、72条、94条1項）。外部管理は、債権者集会等の申請に基づき、経済裁判所の決定により導入され（91条1項）、債務者の経営その他の権限は外部管財人に委譲される（92条1項）。2003年における1250件の企業倒産事件のうち約80件に外部管理が導入されているが、実際に外部管理の手続が導入された事例は最近になって漸増してきたものであり、破産清算手続と外部管理を含む再建手続の振分けの運用の実態は明らかでない。外部管財人の候補者は、債権者又は倒産問題政府委員会から提案され（94条2項）、経済裁判所が任命する（95条）。適任者の推薦がない場合、経済裁判所が任命する（94条5項）。外部管財人は、債権者集会の招集、債務者財産の処分、和議の同意等の権限を有し（97条）、また、任命後1か月以内に、債務者の支払能力の回復の範囲・期限を定めた外部管理計画を作成し、2か月以内にこれを債権者集会で報告しなければならない（106条、107条）。外部管理計画において企業（営業）又は財産の一部の売却を定めることができる（109条ないし111条）。この企業（営業）売却は、当然に労働契約を承継するものであり、債権者集会の定める条件をもって外部管財人が原則として公開入札の方法で行なう（110条6項、10項、11項）。この売却代金が債権者を満足させるに十分でないときは、外部管財人は、債権者に対し、和議を提案し（同条17項）、あるいは、優先順位により売却代金を分配する（同条18項）。外部管財人は、外部管理導入前3か月以内の一定の不利益行為を否認することができる（102条）。外部管理導入前後の一定期間の債務者の取引行為は、一部の債権者の優先弁済を伴うときなど一定の場合、経済裁判所によって無効とされる（103条）。債権者の債権については、外部管財人がこれを調査する（99条）。異議ある債権の債権確定手続は、1か月以内に経済裁判所が行う（100条）。外部

管理の期間は12か月ないし24か月を限度とし、裁判上の再生支援と競合して適用する場合は合計36か月間まで伸長することができる（91条3項）。外部管財人の職務内容は、以上のとおり法定されているが、債権者集会の議決に基づいて具体的に定まるものであり、日常的に経済裁判所の指揮監督を受ける関係にない。また、現在のところ、外部管財人候補者の資格については、実務の運用として、倒産事件手続に少なくとも2年間関与した経験を有することが求められているようであるが、法曹資格のあることは要件とされていない。外部管財人は、債権者・債務者の利害に関係する重要な法律行為をしなければならないことがあり、また、債権者・債務者から法的指摘を受けたり、助言を求められたりすることがあるから、法律的な知識及び経験が必要となる。そもそも外部管財人としての適任者が確保できないために候補者を推薦できない事案が多いとの指摘もある。外部管財人の候補者に適切な者が推薦されるよう、また、その候補者の指導養成が充実するよう組織的な態勢を整えることが課題となろう。

(n) 破産宣告及び清算手続

破産宣告は、倒産原因がある場合に決定され（51条）、そのときは清算手続の開始が決定され（124条）、裁判所管財人としての清算管財人が経済裁判所から任命される（126条）。清算手続の期間は、原則として1年を超えてはならない（124条2項）。債務者の財産は破産財団を構成し（130条1項）、債務者の財産管理処分権限は清算管財人に移行し（128条）、清算管財人は、債権者集会（債権者委員会）に対し、月に1回の割合で破産財団の状況その他の管理業務を報告しなければならない（139条）。破産者のする財産の売却、債務の支払いは禁止される（125条1項）。第三者の担保の目的物、破産者の保管する商品、信用貸しに基づいて借り受けている目的物等は、破産財団から除外される（130条2項）。担保権者は担保物を売却して得た代金をもって弁済を受けることができる（133条）が、その代金から弁済を受ける優先順位は、法定費用債権、扶養請求権・労働債権等の劣位に担保付き債権があり、さらに劣位に各種の債権が法定されている（134条）。清算管財人は、財産の換価処分の方法として、債権者集会が特段の方法を定めない限り、公開入札の方法で売却する（135条1項）。企業（営業）又は財産の一部の売却は、110条、111条の規定に基づいて実施する（135条7項）。清算手続期間が法定されている点は注目されるが、実際には財産の換価処分は必ずしも容易ではないとの指摘がされており、土地が国有とされている法制度のもとで、破産財団を構成する利用権の評

価及びその換価方法が実務上の課題となっている。

(o) 和議

債権者と債務者とは、倒産手続のいかなる段階においても、市民税の納付及び第三者に対する身体損害賠償義務等（134条）の履行後であれば、和議を締結することができる（145条1項、149条1項）。和議は、債務の支払い、延期、免除を含む債務弁済計画を債権者集会の過半数の賛成による議決をもって承認し、経済裁判所がこれを認可することによって効力を生じ（145条2項、5項、6項、148条）、この時点ですべての倒産手続及び裁判所管財人の任務は終了する（150条1項、2項）。和議は、その内容が特定の債権者にのみ有利であったり、不利であった場合、無効である（153条）。和議の内容が履行されなかった場合、債権者は和議債権を行使することができる（155条1項）。和議が認可された場合、これが履行されるかどうかは債務者の任意の履行意思にかかるものであり、その実効性を担保する手続は用意されていない。わが国では、和議の履行率が低いことが一つの大きな欠点とされ、民事再生法への改正につながったが、共和国倒産法における実務上の課題は特に指摘されていない。和議の認可によって手続は終了するから、裁判所管理人が指定されることはなく、債務者の誠実な履行を期待する当事者自治の考え方が重視されているものといえる。

(p) 特殊企業に関する特則

共和国倒産法には、town-forming (градооораЭующее) 企業⁽⁶⁾、農業企業、銀行、保険機関、証券会社に関する特則が定められている（156条以下）。内容の多くは立法に委ねられているが、town-forming 企業については、地域の住民の少なくとも半数を従業員とするものである等の定義規定があるが（3条14号）、倒産手続への地方公共団体等の機関の参加を求め、外部管理の期間の特則を設けるなどして（156条2項、158条）、地域産業の保護及び雇用の確保という政策を手続に反映しているものと考えられる。

(q) 自然人企業家の倒産

自然人企業家の倒産は、第10章に定める以外は、第1章ないし第3章の規定による。第10章には、破産財団に組み入れない財産の範囲は最低貸金額の50倍以内であること（177条3項）、債務者の提案した弁済期間、弁済額等に関する

（6）Kratzke, *supra* note 5, at 47-48は、企業経営の効率化を犠牲にしたものであると指摘している。岩城・前掲注3）ジュリスト1132号100頁は、「地方自治体所有企業」と邦訳している。

債務弁済計画について債権者に異議がない場合、その債務弁済計画は経済裁判所によって承認されること（176条2項）、破産債権の優先順位は、法定手続費用、労働債権、担保付き債権、その他の債権の順であること、債務の計画弁済が完了したときは免責されること（184条1項）などが定められている。

3 共和国倒産法における企業売却

(1) 企業売却の方法

(a) 共和国倒産法110条

共和国倒産法110条（Продажа предприятия (изнеса) должника, The sale of enterprise (business) of the debtor）は⁽⁷⁾、外部管理における企業（営業）売却について以下のとおり規定しており、これが清算手続に準用されている（135条7項）。

- 1 項 外部管理計画は、債権者の債権を満足させるため、集合財産としての企業（営業）の売却を定めることができる。
- 2 項 企業（営業）を売却する場合、第三者に売却できない権利義務を除き、企業活動をするためのすべての財産は、土地、建物、築造物、器具、在庫品、未加工の原料、製品、請求権のほか、債務者を識別するための資産（商号、商標及び登録マーク）、債務者の商品、その他債務者に属する独占権も含め、譲渡される。
- 3 項 外部管財人は、債権者集会の同意を得て、1年以内の分割払いの方法をもって、買受人が取引銀行の適法な保証を供することを定め、企業を売却することができる。
- 4 項 企業（営業）を売却する場合、債務者の資産の評価は、債務者の費用負担において財産評価人によって実行される。
- 5 項 （略）
- 6 項 企業（営業）を売却する場合、売却日に効力のある労働契約は、その

(7) 英語版と露語版とは条文の配列、内容に齟齬があるが、条文の厳密な注釈を目的とするものではないので、本稿では英語版に依拠した。110条の英露文の対照に当たっては、早稲田大学法学部直川誠蔵教授からご教示を仰ぐことができ、また、同大学大学院博士後期課程佐藤史人氏のご協力を得ることができた。記して謝意を表する。なお不適切な部分があれば、私の理解不足による。

効力を維持し、使用者の権利義務は企業譲受人に承継される。

7 項 企業（営業）売却は、本条及び外部管理計画による定めがない限り、公開入札の方法で行われる。入札の方式及び条件は、債権者集会又は債権者委員会が決定する。

8 項 流通を制限された有価物を含む企業（営業）財産については、非公開で入札の方法で行われ、この入札には、法律に基づきその財産の所有権又はその他の財産権を有する者に限り、参加することができる。

9 項 分割払いによる企業（営業）売却に付すべき最初の売却予定価額は、法律の規定がある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会が財産評価人の評価額を考慮して決定する。

10 項 （略）

11 項 外部管財人は、入札期日の30日以前に公開入札による企業（営業）売却に関する事項を官報に公告しなければならない。公告すべき事項は、以下のとおりとする。

- ① 当該企業（営業）の情報及びその周知手続
- ② 入札に参加するための申込書を提出すべき場所及び期日、時間
- ③ 最初の売却予定価額
- ④ 売買契約の締結及び代金支払の条件及び期限
- ⑤ 法律の定めるその他の情報

12 項 公告に示された時的制限内に受領した申込がないか、もしくは1件にすぎない場合は、企業（営業）売却の入札は、開催されなかったものとみなされ、本条8ないし11項に定めるところに従って再度行われる。再入札は、最初の入札で企業（営業）が売却されなかった場合にも行われる。

13 項 再入札が開催されなかったものとみなされ、又は、企業（営業）の売却ができなかった場合、外部管財人は、債権者集会又は債権者委員会の決定に従い、20日以内に本法53条の規定に基づいて改めて企業（営業）売却に関する公告をしなければならない。この場合、最初の売却予定価額については債権者集会又は債権者委員会の決定で指示された金額を限度に減額することができるが、上記売却予定価額の15パーセントを超えて減額することはできない。

14 項 競売の落札者と外部管財人とは、入札の結果が公告された日から少なくとも10日以内に企業（営業）売買契約を締結しなければならない。競

売の落札者とその入札の主催者とは、競売の開催日に、合意の効力を有する入札の結果を記録した書面に署名しなければならない。落札者は、入札の結果を記録した書面又は売買契約に署名しなかった場合、供託にかかる保証金を失う。この場合、供託にかかる保証金は、入札主催者が入札開催に当たって要した費用を控除したうえ、債務者の財産に組み入れられる。

15項 前項で定められた手続によっても企業（営業）売却ができなかった場合、外部管財人は、法律に特段の定めがない限り、債権者集会又は債権者委員会の決定に基づき、企業（営業）を公売による入札に付すことができ、公売について官報に公告した日から少なくとも1か月以内に最高買受価額を申し出た者と売買契約を締結することができる。

16項 企業（営業）売却の対価によって債権者の届出債権を全部満足させることができる場合、債務者の倒産手続は、外部管財人の申立てに基づき経済裁判所によって終結するものとする。

17項 企業売却の収益対価によって債権者の届出債権を全部満足させることができない場合、外部管財人は、債権者に対し、和議の締結を勧告する。和議が成立しなかったときは、経済裁判所は、外部管財人の申立てに基づき、債務者に対して破産を宣告し、清算手続の開始を決定する。

18項 企業（営業）売却の収益対価は破産財団を構成し、本法133条、134条及び169条の規定する優先順位に基づいて配当する。

(b) 売却代金の支払方法に関する運用準則

共和国倒産法は、企業（営業）売却に関する規制として、売却代金額及び支払方法について定めている。外部管財人の裁量及び自由な価額形成に委ねるのではなく、債務者の財産の適正な換価を図ることを重視している。旧法は売却代金額及び支払方法に関して具体的な制約規定を設けていなかったが、司法省が定めた「分割払いによる企業ないし資産の売却に関する手続」（1999年12月1日省令第843号）があり、それには、具体的代金額ごとに支払期限が定められており、分割金総額の支払期限は1年、第1回分割金は代金額の15%以上であることなどが定められている。評価人による事前の評価に基づいて適正な売却代金の設定をすること及びその支払いが早期かつ確実に実行されることは、債権者の債権の満足を担保するうえで重要な手続であるが、それが却って迅速な換価の妨げにならないかが運用上の課題であるといえよう。

(2) 共和国倒産法における企業（営業）売却の位置づけ

共和国倒産法は、外部管財人ないし清算管財人が企業（営業）売却をする場合の規制を定めている。債権者集会の同意によって効力が生ずるものとして債権者に対する手続保障がされたうえで、さらに企業（営業）売却の内容が客観的に適正なものとなることが確保されているといえることができる。このように企業（営業）売却の手続を法定する趣旨は、少数債権者を含めた債権者一般の保護にあると考えられるが、企業（営業）売却に関する取扱いを比較法的にみると、共和国倒産法の特徴が浮かび上がってくる。

(a) アメリカ

アメリカの連邦倒産法（1978年）における営業譲渡は、第11章に定められている再建手続の認可された計画に従って行われることが多く、典型的には清算型の計画に基づいて実行されるが、363条b項により、営業の通常の過程によらない財団財産の売却として可能であるものの、実務では、そのような段階での営業譲渡はされておらず、債権者の反対や株主の異議によって実行は困難であるといわれている⁽⁸⁾。第7章の清算手続と第11章の再建手続のいずれによって実行されるべきかが議論されてきた⁽⁹⁾が、一般的には、計画立案前の営業譲渡には緊急を要する相当な理由が必要とされている⁽¹⁰⁾。他方、アメリカでは、再建手続開始申立前に多数の債権者が適切な情報開示のもとで勧誘されて承諾した再建計画案については裁判所が認可する制度が機能している（pre-packaged plan, 1126条(b)項, 1125条⁽¹¹⁾）。アメリカにおける営業譲渡による企業破綻の処理は、自動停止制度（automatic stay, 362条(a)項）のもとで、

(8) T. N. Ambrose, *The Sale of Assets From a Bankruptcy Estate* IDAH L. REV. 21, n2, 583-598 (1985), Sandy K. Feldman, William F. Gray, Jr. And Darien G. Leung, *Purchasing Assets in Bankruptcy* New York Law Journal Vol. 227; S4. April 22, 2002.

(9) 川畑正文「アメリカ合衆国における倒産手続の実務(3)」NBL710号49頁(2001年)。

(10) COWANS, BANKRUPTCY LAW AND PRACTICE, 7th ed, 175-180 (1998), 3 COLLIER ON BANKRUPTCY, 15th rev. ed, ¶ 363. 02 [4] (2004).

(11) 川畑・前掲注9) NBL710号51頁, 阿部信一郎「米国におけるプレパッケージ型再建手続について」国際商事法務31巻3号305頁(2003年), 村田典子「再建型倒産処理手続の機能(2・完)」民商法雑誌129号4=5号189頁(2004年)。

債権者と債務者との公正な協議に委ねられた手続であるということが出来る。

(b) ドイツ

ドイツの倒産法（1994年、施行は1999年1月）は、清算手続と再建手続が一本化された倒産法であり、改正作業の過程においては企業売却の取扱いに関する議論があったが⁽¹²⁾、改正倒産法には必ずしもその成果が盛り込まれておらず、倒産管財人が「企業又は事業組織体」の譲渡（*Veräußerung des Unternehmens oder eines Betriebs*）をするときは債権者委員会又は債権者集会の同意を必要とするものと定められた（160条1項，2項1号）。雇用契約は企業又は事業組織体の譲渡によって譲受人に承継される（民法613条a）という労働者保護の構成が修正されることはなかった⁽¹³⁾。また、倒産管財人の意図する「企業又は事業組織体」の譲渡による換価に対して、債権者が譲渡価額をより高価にできることを疎明した場合は、債権者集会の同意を得てはじめて許されると定められている（163条1項）。倒産手続申立て間もない時点での譲渡価額を破綻企業の価値の毀損度が明確になった時点での価額と比較することは、債権者への弁済原資を増加させるために必要な措置であるが、早期に譲受人候補者の参入を期待することは困難になるであろう。

(c) フランス

フランスの倒産法（1985年）は、営業の全部ないし一部の譲渡が再建手続の手法として位置付けられ、企業の再建、雇用の維持、債務の弁済が倒産法制度の目的とされており、雇用が確保されれば不十分な価格の譲渡計画も受け入れざる得ず、また、売買価格については不服が許されておらず、その営業に関して生じた担保は譲受人に移転し、営業の継続に必要な債務も当然に承継されるというものである⁽¹⁴⁾。フランスの再建手続は6か月以内に実行すべきものとされているため、営業譲渡は、計画外によるものは許容されていない。雇用の維持を優先しているため、譲渡価額の低額化による弁済原資の減少が債権者に不利益を及ぼすことから、その克服が課題となったということである⁽¹⁵⁾。

(12) 山本弘「ドイツ連邦共和国における倒産法改正の試み」三ヶ月章先生古稀祝賀『民事手続法学の革新下巻』531頁（有斐閣，1991年）。なお、三上威彦『ドイツ倒産法改正の軌跡』113頁以下（成文堂，1995年）、木川裕一郎『ドイツ倒産法研究序説』1頁以下（成文堂，1999年）に法改正までの経緯が詳しい。

(13) *Gottwald*, *Insolvenzrechts-Handbuch*, 2. Aufl., S1409 Rdn. 26ff (2001).

(14) 山本和彦「営業譲渡による倒産処理」石川明先生古稀祝賀『現代社会における民事手続法の展開（下）』613頁以下（有斐閣，2002年）。

(15) 山本・前掲注14「営業譲渡による倒産処理」620頁。1994年改正法は、債権

(d) スウェーデン

スウェーデンの倒産法⁽¹⁶⁾は、1987年破産法と1996年会社再建法があり、それぞれ独立した手続であって、申立ては別個である。破産手続において事業譲渡が多用されており、規模の大きい会社の4分の3が利用しており、株主の設立する会社が大口担保権者である銀行をスポンサーとして融資を受けて譲受人となっており、しかも破産申立て直前になされる例が少なくないこと、譲渡価格は高くは見込めないから一般債権者の不利益となっていることが指摘されている⁽¹⁷⁾。

(3) わが国の倒産法における営業譲渡との比較

(a) 倒産手続実務にみる営業譲渡

日債銀系のノンバンクであるクラウンリーシング⁽¹⁸⁾ 2社が平成9年4月、破産宣告を受けた。クラウンの債務が1兆1000億円で史上最大であった。クラウンには300名近くの従業員がおり、リース業務3割、不動産担保ローン7割であったが、リース業務は健全資産だったことから、このリース部門を一括譲渡する手法が考えられた。リース期間は3年から5年が普通で、さらに長いものが少なくなかったから、破産管財人が管理を続けることは現実的ではない。また、破産申立ての直前に従業員が解雇されていた本件にあっては、コンピューターに組み込まれているリース代金の回収が困難となっていた。営業譲渡がされた場合、労働契約は、合併とは異なり、個別具体的な合意及び労働者の同意がなければ当然には承継されないとする考え方が多数である⁽¹⁹⁾が、少なくとも、営業譲渡契約において承継されないことになった労働者が承継を希望し

者の利益保護の観点からされているが、アメリカ連邦倒産法に比べて不十分であることについて、Richard L. Koral and Marie-Christine Sordino, INTERNATIONAL LAW SYMPOSIUM: ARTICLE: *The New Bankruptcy Reorganization Law in France: Ten Years Later*, 70 Am. Bnkr. L. J. 437-458 (1996).

(16) 大杉謙一「スウェーデンの企業倒産制度(1)～(4・完) 一事業譲渡方式による企業再建と債権者間の優先順位」NBL713号24頁, 714号54頁, 715号49頁, 716号56頁 (2001年)。

(17) 大杉・前掲注16) NBL715号54頁。

(18) クラウンリーシング事件については、三宅省三「資産の一括譲渡による破産事件処理」債権管理86号82頁以下 (1999年) 参照。

(19) 山本博「労働契約の承継」林豊＝山川隆一編『新・裁判実務大系第16巻』1534号41頁 (青林書院, 2001年)。

てその地位を主張した場合、承継労働者の選別について解雇制限の法理が適用されるものと考えられる。「会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」は、会社分割に際し、承継される営業に従事する労働者が承継から排除された場合、その労働者は異議を述べる事ができるとしているから、相手のある営業譲渡の場合にまったく同じ法的処理はできないものの、運用の指針とする必要があろう。本件の場合、リース資産は宝の持ち腐れになるおそれがあったから、管財人は、M & A 会社のファイナンシャルアドバイザーを活用して資産の一括譲渡を図った。典型的な営業譲渡ではないが、申立てから約60日後に資産譲渡が完了し、3年以内に30%余りの配当ができた。資産譲渡に銀行系のアドバイザーを活用した点は、斬新で効果的な倒産処理方法としてその後の破産事件の運用に大きな影響を与えた。

山一證券は平成9年11月に自主廃業をし、これに伴い子会社の山一土地建物が破産し、そのまた子会社である山一ファイナンス⁽²⁰⁾も翌日支払いを停止した。山一ファイナンスは、不動産担保ローン、有価証券担保ローンなどが優良であったことから、これをカーギルに従業員とともども営業譲渡したうえで破産の申立てをした。この事件では、破産申立前に、株主総会が開かれ、営業譲渡の決議がされて、約140億円で売却する契約が締結されている。破産管財人は、この営業譲渡契約について、旧破産法59条（新破産法53条1項）に基づいて未履行双務契約の履行の選択の方法をとり、その売却代金をもって第1回債権者集会までに20%を超える配当がされた。

平成10年8月に一部上場の総合商社である大倉商事⁽²¹⁾が破産宣告を受けた。不動産部門で経営が悪化して倒産したものの、歴史ある商社であり、商社部門は健全であった。その食料部門は年商200億円でビール・ワイン・コーヒーの原料の輸入に力があり、宇宙航空部門は官庁を相手とする堅実な業績をあげていたし、国内外に社員750名、子会社130社を持ち、優良な関係会社も多かった。この人材と商権を生かしながら破産手続を進めるためには、優良部門の営業譲渡が効果的であると考えられた。この事案にはスピードとビジネスの感覚

(20) 山一ファイナンス事件については、三宅省三「特殊な換価方法—M & A」園尾隆司＝中島肇編『新・裁判実務大系第10巻』181頁以下（青林書院、2000年）参照。

(21) 大倉商事事件については、本林徹「破産手続における営業譲渡」自由と正義50巻10号120頁（1999年）、三宅・前掲注20）「特殊な換価方法—M & A」182頁参照。

が要求され、営業譲渡をスムーズに実現する鍵は、M & A アドバイザーの努力と従業員の協力と取引先の維持である。M & A アドバイザーは、譲受企業候補の選定、調査、インタビューなどを緊密に行なう必要から管財人との信頼関係が重要である。従業員の協力は仕入先や顧客を含む事業内容などの把握のために不可欠である。宣告後1か月で、食料部門、航空機部門の営業譲渡が完了した。商社の破産に困難なことは、取引先との関係である。特に仕入先は、掛売りで取引していることが多い。営業譲渡が成功するかどうかは、仕入先の未収金の処理についていかに譲受先が配慮するかにかかっている。営業によって生じた債務は、譲受人が承継することになるものではなく、譲渡人たる倒産会社が弁済の責任を負う。これは、商号譲受人の債務引受責任を定めた商法26条1項の規定からも明らかであり、そこに倒産企業を営業譲渡によって処理する意義がある。しかし、継続的な契約関係にある取引相手の未収金債務を譲受人が引き受けないことには、その取引関係を含む営業譲渡は成立しない可能性があり、債務をなんらかの態様で引き継ぐ方法をとることが必要となる場合がある。他方、債務を引き継ぐことになると、それだけ有利に満足を受けるのは他の債権者を害する結果となって、否認の対象に当たると判断すべき場合もある。したがって、基本的には譲渡対象部門の営業に関する債務は譲渡先に引き継がせなければ無難であるが、債務を承継する営業譲渡は、債権者に対する弁済率が債務を承継しない営業譲渡をした場合の弁済率よりも高いときは、債権者全体にとって有利であり、債権者間の不公平はないものといえるから、適法であると考えることができる⁽²²⁾。

その後、会社更生法の日本リース事件⁽²³⁾において更生計画によらない営業譲渡が選択され、民事再生法の東洋製鋼事件⁽²⁴⁾において同業他社への営業譲渡が実行され、倒産手続実務における営業譲渡の手法が確立されたものといえることができる。

(b) 営業譲渡の手続法上の規制

破産手続における営業又は事業の譲渡は、破産管財人が裁判所の許可を受け

(22) 弥永真生「営業譲渡の意義と機能」銀行法務576号22頁（2000年）、藤原総一郎『実践民事再生手続とM & A』116頁（商事法務研究会、2000年）。

(23) 奥野善彦「包括的事業譲渡方式による戦後最大の会社更生事件処理」債権管理86号92頁（1999年）、宗田親彦『会社更生手続の新展開』57頁（商事法務研究会、2002年）参照。

(24) 相澤光江「民事再生法と産業再生法の組み合わせによる再生事例」銀行法務581号31頁。

れば足り、株主総会の決議は不要である（新破産法78条2項3号）が、裁判所は、許可をする場合、労働組合の意見を聴かなければならない（同条4項）。未履行契約については、管財人が履行を選択する必要がある、営業又は事業の譲渡を実行するまでの間は、「当分の間事業を継続する」との許可を受ける必要がある（36条）。営業又は事業の譲渡に反対の株主の株式買取請求権は認められていない。いずれにしても、債権者の意見を聴取することなく裁判所の判断により遂行することができることから、管財人は迅速かつ臨機に対応することができる。再建型の場合に比べ、営業又は事業の譲渡は財団の充実を図る観点からみて活用の余地が広い。他方、管財人は、営業又は事業の譲渡を適正に執行すべき義務があり、不当に廉価に譲渡することがないように注意する必要がある。特に、これを許可する裁判所の裁量は透明性の確保が担保になっていることを認識する必要がある、売買代金額、売買方法が合理的かつ公正なものであることが求められ、そのためには債権者への説明義務が尽くされなければならない。

民事再生手続における営業又は事業の譲渡は、再生計画案の作成前であっても、行うことができる（民事再生法42条1項）。早期の企業売却が可能となり、経済原理にかなっているが、裁判所は、監督機関として、再生債権者及び労働者などの利益を保護するためにそれらから適宜の方法で意見を聴かなければ許可をすることができない。これには、株主総会の特別決議、あるいは、債務超過の場合はこれに代わる裁判所の代替許可によることとされている（43条1項）が、営業又は事業の譲渡の許可要件「事業の再生のために必要である」と、裁判所の代替許可要件「事業継続のために必要である」との異同について考え方が分かれている。「事業の再生のために必要である」とは、再生債務者が営業を継続するよりも第三者に譲渡する方が債権者にとって利益であり、リストラや労働条件の切下げなどの点で従業員にとって不利益でない場合をいうものと解されるのに対して、「事業の継続のために必要である」とは、これよりも文言上は厳格な要件であると解する考え方が有力である⁽²⁵⁾。しかし、も

(25) 伊藤眞ほか編『注釈民事再生法（新版）（上）』139頁〔松島英機〕（金融財政事情研究会，2002年），弥永・前掲注22）銀行法務567号22頁。なお，伊藤眞「再生債務者の地位と責務（下）」金融法務事情1687号37頁（2003年）は、「事業の継続」は株主の権利が剥奪された場面での許可要件であるから「事業の再生」までを意味せず，事業活動自体が継続すればよいとの考え方を示している。

とも「事業の再生のために必要である」との要件は、もっぱら事業の解体やリストラのために企業売却が用いられるべきではないとの政策的配慮から導入された文言であって、43条との対比で立法されたものではない。営業又は事業の譲渡を行う場合の実際の問題は、譲渡代金の相当性にあるが、一般的には、特段の事情のない限り自由な交渉の過程で成立した価額が公正な売買価額であると評価することができ、有機的な営業の一括売買として処理されているものである以上は個々の財産としての清算の場合よりも高額で取引されたものと認めることができよう。しかし、それだけでは適正を担保しているものとはいえないから、客観的公正な価額であることの評価は欠かせないはずであるが、実務的には監督委員補助者の会計士に価額の相当性の判断を求めることは不要とされているようである⁽²⁶⁾。実際の考慮であるとしても、手続の透明性の観点から検討されるべき課題である。

従来の会社更生手続においても営業譲渡後に清算する清算型は法の予定するものであったが、事業の再建というイメージに合わないものとして敬遠されてきた。しかし、事業は譲渡先で存続するのであるから、再建であることにかわりがない。再建のための営業譲渡であるから、換価方法として経済性になっているかどうかだけでなく、再建手段として相当かどうかの判断に利害関係人の意思の反映が求められる。会社更生手続における営業譲渡は、更生計画の定めによることを原則としながら、「事業の再生のために必要である」場合には裁判所の許可をもって更生計画外で営業譲渡を行うことができる（会社更生法46条）。ただ、この「事業の再生のために必要である」場合については、本来の再建の姿ではないとして、厳格に運用すべきであるという考え方が有力である⁽²⁷⁾。しかし、関係人集会の決議及び裁判所の認可を待って実行するのは資産が劣化し時機に後れて現実的ではないことが多い。旧法時代においては、更生計画外での営業譲渡を認める規定はなかったが、新しい会社更生法は、更生計画によらない営業譲渡を認め、旧法時代の運用を制度化したものとみるべ

(26) 永石一郎「倒産と営業譲渡・会社分割」櫻井孝一先生古稀祝賀『倒産法学の軌跡と展望』273頁（成文堂、2001年）。

(27) 伊藤眞ほか「研究会・新会社更生法(2)」ジュリスト1254号155頁以下〔伊藤眞、田原睦夫発言〕（2003年）。なお、破産法161条1項、民事再生法127条の2第1項、会社更生法86条の2第1項により、適正価格による財産処分は原則として否認の対象から除外されている。破綻時の再建に支障を生じさせない趣旨であり、倒産手続における営業譲渡が法的安定をもって迅速に機能することが期待される。

きである。株主の保護の在り方については、商法の営業譲渡の規律が会社更生においては適用されないとみるかどうかの問題がある。民事再生手続と会社更生手続とで、株主の扱いが異なりうるのは、再生手続が債務者と債権者間の債権債務の調整による簡易な再生であり、組織に関わらない再建手続であることにあるが、代金の適正性、手続の透明性の観点からの検討も必要である。

4 おわりに

企業売却（営業譲渡）には、これに利害関係を有する者が多い。売却自体の可否の判断に対する利害関係人の関与のあり方、売却代金の適正性、売却手続の透明性等について検討すべき問題がある。ウズベキスタン共和国倒産法は、売却代金の適正を担保する手続を定めている。同法における企業売却（営業譲渡）の規制は、倒産手続の迅速性を欠き、ひいては適時の企業売却（営業譲渡）の実現を危うくする、とのおそれがないとはいえないが、倒産手続が債権者の主導で進められ、債権者保護のために管財人の職務執行の範囲を具体的に法定するものとして、わが国その他諸外国の倒産法における企業売却（営業譲渡）の法的処理（手続及び運用）の実情からみて興味深い。同国における新倒産法の解釈・運用、倒産手続の課題への今後の取組みが注目されよう。

ウズベキスタン共和国倒産法のフローチャート

() 内は条数

